

# 第70回 全国労働衛生週間

令和元年10月1日(火)～7日(月)[準備期間:9月1日～30日]

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として、毎年実施しており、今年で70回目になります。各職場においては下記のような様々な取組を展開し、誰もが安心して健康に働く職場づくりへのご協力をお願いします。

（スローガン）

## 健康づくりは 人づくり みんなでつくる 健康職場

### 全国労働衛生週間（10月1日～7日） に実施する事項

- ・事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- ・労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- ・労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- ・有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- ・労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

### 準備期間（9月1日～30日）

#### に実施する事項

重点事項 ※ 詳細は下表をご覧ください

- ・過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
- ・労働者の心身の健康の保持増進のための指針などに基づくメンタルヘルス対策の推進
- ・化学物質による健康障害防止対策に関する事項
- ・石綿による健康障害防止対策に関する事項
- ・受動喫煙防止対策に関する事項
- ・治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項
- ・その他の重点事項

### 準備期間に実施する事項（1. 重点事項）（抜粋）

過重労働による健康障害防止	①時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進および労働時間などの設定の改善によるワーク・ライフ・バランスの推進 ②事業者によるワーク・ライフ・バランスの推進や過重労働対策を積極的に推進する旨の表明 ③改正労働安全衛生法（平成31年4月1日施行）に基づく、労働時間の状況の把握や長時間労働者に対する医師の面接指導などの実施の徹底 ④健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取および事後措置の徹底 ほか
メンタルヘルス対策	①事業者によるメンタルヘルスケアを積極的に推進する旨の表明 ②衛生委員会などの調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価および改善 ③4つのメンタルヘルスケア（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフなどによるケア、事業場外資源によるケア）の推進に関する教育研修・情報提供 ④労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備 ⑤ストレスチェック制度の適切な実施、ストレスチェック結果の集団分析およびこれを活用した職場環境改善の取組 ほか
化学物質による健康障害防止対策	①製造者・流通業者が化学物質を含む製剤などを出荷する際のラベル表示・安全データシート（SDS）交付の状況の確認 ②SDSにより把握した危険有害性についてリスクアセスメントの実施とその結果に基づくリスク低減対策の推進 ③ラベルやSDSの内容やリスクアセスメントの結果について労働者に対する教育の推進 ほか
石綿による健康障害防止対策	①吹付石綿などが損傷、劣化し、労働者が石綿などにばく露するおそれがある建築物などにおける吹付石綿、保温材などの除去、封じ込めなどの徹底（貸与建築物などの場合において貸与者などに措置の実施を確認し、または求めることを含む。） ②石綿にばく露するおそれがある建築物などにおいて労働者を設備の点検、補修などの作業などで臨時に就業させる業務での労働者の石綿ばく露防止 ほか
受動喫煙防止対策	①「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく必要な対策の実施 ②支援制度（専門家による技術的な相談支援、喫煙室の設置等に係る測定機器の貸出し、喫煙室の設置等に係る費用の助成）の効果的な活用
治療と仕事の両立支援	①事業者による基本方針などの表明と労働者への周知 ②相談窓口などの明確化 ③治療と仕事の両立を支援するための制度導入などに関する助成金、産業保健総合支援センターによる支援の活用 ④研修などによる両立支援に関する意識啓発 ⑤両立支援に活用できる休暇・勤務制度や社内体制の整備
その他	①職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進 ②「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の徹底 ③事務所や作業場における清潔保持

2. 労働衛生3管理の推進など

3. 作業の特性に応じた事項

4. 東日本大震災及び平成28年熊本地震に関する労働衛生対策の推進

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

## 主な取組事項については、以下の支援体制をご活用ください。

### 産業保健総合支援

産業保健総合支援センターでは、職場のメンタルヘルス対策や「治療と仕事の両立支援」などの産業保健活動を支援するため、企業への訪問指導や相談対応、研修などを実施しています。また、地域窓口（地域産業保健センター）では、小規模事業場を対象に、医師による健康相談などを実施しています。

<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>

ストレスチェックの実施や職場環境の改善、心の健康づくり計画の作成、小規模事業場の産業医活動などに対して、事業主に費用の助成を行っています

<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1389/Default.aspx>

産業保健総合支援センター

検索

産業保健関係助成金

検索

### 治療と仕事の両立支援

ガイドラインや関連通達、助成金等を紹介しています。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>

「治療と仕事の両立支援ナビ」では企業の取組事例、各地で開催するシンポジウムやセミナー等を紹介しています。

<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp>

治療と仕事の両立

検索

### 化学物質管理

「ラベルでアクション」をキャッチフレーズに、危険有害性に応じたリスクアセスメントを着実に実施していただくための情報を提供しています。

[http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/kagaku\\_index.html](http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/kagaku_index.html)

職場のあんぜんサイト 化学物質

検索

### 腰痛予防対策

陸上貨物運送・社会福祉・保健衛生業を対象とした腰痛予防対策の講習会（無料）を実施しています。

（腰痛予防対策講習会申込HP↓）

<https://seminar.tairapromote.co.jp/yotsu-yobo>

腰痛予防対策講習会

検索

### メンタルヘルス対策

メンタルヘルスに関する、法令・通達・マニュアルを掲載しているほか、「ストレスチェック実施プログラム（無料）」が利用できます。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/>



働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」では、メール・電話相談窓口を設置しているほか、職場復帰支援の取組事例などを紹介しています。

<http://kokoro.mhlw.go.jp/>



メンタルヘルス対策・過重労働対策

検索

こころの耳

検索

### 受動喫煙防止対策



受動喫煙のない社会を!

職場の受動喫煙防止に取り組む事業者を支援します。

（職場における受動喫煙防止対策について↓）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html)

【受動喫煙防止に関する各種支援事業】

- ・受動喫煙防止対策補助金
- ・受動喫煙防止対策に関する相談事業
- ・たばこ煙濃度など測定のための機器の貸し出し



職場 受動喫煙

検索



### 働き方改革

働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現することを目的に、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現などのための措置を講じます

（働き方・休み方改善ポータルサイト↓）

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>



- ・企業の働き方改革の取組を知りたい
- ・制度、支援策を知りたい
- ・企業の「ゆう活」の取組事例を知りたい
- ・仕事の進め方などの課題別の対策を知りたい



（働き方改革特設サイト↓）

<https://www.mhlw.go.jp/hatarakikata/>

- ・働き方改革関連法とは？  
(労働時間の上限規制、年次有給休暇の時季指定など)
- ・助成金のご案内



働き方休み方改革

検索

働き方改革特設

検索

## 挨拶

本日はこのような多くの方々にお集まりいただき、誠に有難うございます。

協力会社の皆様におかれましては、平素より安全第一をモットーに工事の完成まで大変難しい仕事を収めていただき深く感謝申し上げます。

お陰様で弊社当期の売り上げも47億と飛躍的な発展を続けております。

弊社がここまでの大規模になりましたのも、ひとえに本日お集まりいただきました皆様のお力添えあってのことと心より感謝しております。

世の中は常に変化をしており、我々建設業でもその例に漏れるということはございません。

ことこのような売り上げの変化に応じて、会社そのものの社会への貢献度や社会からの期待値も変わってきます。これから皆様と一緒にさらなる発展をとげる為には、組織そのもののブランディングや理念の共有が必要となってしまいます。

そのブランディングについて、ある有名な起業家の言葉に

「ブランドは金銭的な目標を最大の関心にしてはいけない」という言葉があります。

そのことを、「優良な企業」と「偉大な企業」の差ということに区別をして表現をされています。

「優良な企業」と「偉大な企業」、文字面では2文字だけの違いですが、その2文字の違いのなかに多くの理念や競争優位の戦略が含まれております。

ある話を例にして申し上げますと、

皆様は世界最大のアルミニウム企業「アルコア」というアメリカの会社をご存じでしょうか

アルミニウム製品の世界的メーカー「アルコア」に1987年から代表として就任した「ポールオニール」は、就任当時から「本当に人を大切にするなら、仕事中にケガなどをさせてはならない」として、労災ゼロを目標に掲げました。

この目標にたいして、多くの幹部や従業員は「労働災害を減らすのは可能だが、ゼロにするのは不可能であり、ゼロ目標は特に大幅なコスト高につながる」として、多くの人から反対をされました。

しかし、ポールオニールは断固としてその目標を降ろしませんでした。

皆様、そのことでこの会社はどうなったと思いますか？

この会社は。それから長い年月をかけて、安全を強く求める彼の姿勢が徐々に組織に浸透していきました。

そのことでだんだんと社員の絆は深まり、それが大変大きな生産性の向上をもたらしました。

就任時に15億ドルだった売上は、14年後の退任時には229億ドルになっていました。

この例が端的に示すことは、我々が行うべきマネジメントは人に関わることであり、人は理念と価値観に基づいて動くと信じがたい成果をあげることが出来る

人を大切にするという理念が組織を強いものにしていくということです。

我々一人ひとりは平凡な人間の集まりかもしれません、組織として非凡な成果を上げることが可能です。

先ほど申し上げました「偉大な企業」への第一歩として

本日の安全大会が、皆様の会社の従業員さん1人1人に至るまで、人を大切にする組織作りという理念が浸透していく一助になりました幸いです。

本日は誠に有難うございます。

有限会社 中企画

代表取締役 中康裕